

タクシーの衝突事故（東京都渋谷区）

【事故概要】

- 日時：令和3年1月4日 午後7時1分頃
- 概要：タクシーが乗客1名を乗せて運行中、進路前方の赤信号の交差点に進入し、横断歩道を青信号に従い横断していた歩行者に次々と衝突。

この事故により、歩行者のうち1名が死亡、4名が重傷、1名が軽傷。なお、タクシー運転者は、意識朦朧状態で病院に搬送され、「くも膜下出血」と診断されたものであり、その後転院するも、最後まで意識を回復することなく、約3ヵ月後に死亡。



【原因】

- 運転者
 - ・ 運行中、身体に異常を感じた後も運行を継続
- 事業者・運行管理者
 - ・ 健康起因事故の防止に係る会社全体の関心の低さ
 - ・ 運行中に身体の異常を感じた場合における連絡方法等、運行中止を実行するための具体的な運用手順等が未整備
 - ・ 運転者に対する指導・教育における、当該教育の効果を高めるための工夫等の不足
 - ・ くも膜下出血の危険因子を抱えた運転者に対する健康管理が不適切

【再発防止策】

- 健康起因事故の防止に関する会社全体の関心を高めるための取組徹底→事業者
- くも膜下出血の危険因子を抱えた運転者について、始業点呼時に血圧の状態や服薬の状況等の確認→運行管理者
- 運行中止に関する具体的な手順の整備→運行管理者
- 実際の事態を想定した訓練やグループミーティングの実施→運行管理者
- 脳健診の積極的な受診勧奨→事業者

